



資源循環型社会に貢献する企業を目指します。

REDUCE・REUSE・RECYCLE

環境経営レポート

2023年度2023年6月～2024年5月



有限会社 **孝栄総業**

発行日：2024年9月10日

孝栄総業のWhy

資源循環型社会に貢献する企業を目指して

- 私たちの生活に欠くことのできない、豊かな美しい環境。
- この環境の維持と産業の発展の両立を実現すべく
循環型社会の構築が重要課題とされています。
- 私ども孝栄総業は、皆様からの信用を重く受け止め
長年培った確実な技術力を駆使して次世代を担う子供達
が安心して暮らせる安全な環境へ社員一人一人が意識を
持ち展開して参ります。



孝栄総業の4つの業務

「孝栄総業」の業務案内



産業廃棄物処理



資源買取



一般廃棄物処理



環境コンサルタント

詳細につきましては弊社のHPをご覧ください。 <https://koueisougyou.co.jp>

孝栄総業の5つの強み



昭和59年創業
の信頼と実績



臨機応変な
対応



年中無休
柔軟対応



抜群の
好立地



安心の
適正価格

詳細につきましては弊社のHPをご覧ください。 <https://koueisougyou.co.jp>

環境経営方針

【基本理念】

有限会社孝栄総業は、廃棄物の収集運搬業において効率的な再資源化を進めてきましたが、エコアクション21環境経営システムを導入することにより、より効果的な活動を展開することで、今後より一層、地球及び地域の環境の継続的改善に貢献することを誓約します。

【行動指針】

当社は、基本理念の実現に向け日頃の事業活動のなかで環境保全に配慮して行動する事を経営の重要課題の一つとしてとらえ、次の行動指針を定めます。

1.収集運搬事業に伴うサービスの環境負荷を低減し、環境への影響を最小限にとどめるために次の取り組みを行います。

- ① 収集・運搬等における二酸化炭素排出量の低減
- ② 使用電力量の低減
- ③ サイト内から排出する廃棄物の低減
- ④ 水道使用量の低減
- ⑤ 収業運搬サービスに関する環境配慮
- ⑥ 時代の変化に応じた強靱な経営体質の推進

2.エコアクション21への取り組みの自己チェックを行い継続的な改善を図ります。

3.事業活動において適用される環境法規制等を遵守します。

4.環境保全関連の行政機関・団体などの環境保全施策に協力すると共に地域社会における環境保全活動に参画し、社会貢献活動を推進します。

5.環境教育・訓練の実施により、全ての従業員に環境経営方針を周知徹底すると共に、環境保全に関する認識を高め、社内における環境保全状況の知識・認識の向上を図ります。

6.環境経営方針を公開すると共に必要な環境情報の開示に努めます。

制定日：2014年4月1日

改定日：2021年3月15日

有限会社孝栄総業
代表取締役 籠宮 正幸

組織の概要

■ 名称及び代表者名

- 有限会社孝栄総業
- 代表取締役社長 籠宮 正幸

■ 設立年月日

- 昭和59年9月1日

■ 所在地

- 本社：〒349-1132 埼玉県加須市旗井1113番地3
- 資材置場：〒349-1132 埼玉県加須市旗井1305番地1

■ 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

- 籠宮 正幸
- ☎0480-72-6666 Fax 0480-72-3788

■ 事業内容

- 一般廃棄物収集運搬、産業廃棄物収集運搬、資源物の買取販売

組織の概要

■ 事業年度

- 6月～5月

■ 事業の規模

- 資本金：1,000万円
- 従業員数：12名
- 売上高：11,761（万円）（2023年度）

■ 収集運搬実績(2023年度)

一般廃棄物	産業廃棄物	資源回収	総重量
3,163	1,155	406	4,726
単位(トン)			

■ 対象範囲

- 全組織・全活動を対象とする。

許可内容

産業廃棄物収集運搬業許可証一覧

許可県	許可番号	許可・更新取得日	許可期限	産業廃棄物の種類
東京都 知事	第13-00-041049号	令和5年3月3日	令和10年3月2日	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん (石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
埼玉県 知事	01105041049	令和3年7月27日	令和8年7月15日	燃え殻、汚泥(#1)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*) (#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(*) (#1)、鋳さい、がれき類(*)、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん ※産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合には含まない。 ※産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

許可内容

千葉県 知事	第01200041049号	令和4年9月28日	令和9年9月26日	ア燃え殻, イ汚泥(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む), ウ廃油, エ廃酸, オ廃アルカリ, カ廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く), キ紙くず, ク木くず, ケ繊維くず, コ 動植物性残さ, サ動物系固形不要物, シゴムくず, ス金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く), セガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く), ソ鋳さい, タがれき類(石綿含有産業廃棄物を含む), チ動物のふん尿, ツ動物の死体, テばいじん(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。) ※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。 ※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」, 「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については, それぞれ水銀使用製品産業廃棄物, 水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。
-----------	---------------	-----------	-----------	---

神奈川県 知事	01400041049	令和4年12月6日	令和9年9月20日	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、鋳さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん
栃木県 知事	00900041049	令和3年11月28日	令和8年11月27日	燃え殻、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物を含む)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)、鋳さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん
長野県 知事	2009041049	令和5年2月25日	令和10年2月24日	汚泥(水銀使用製品廃棄物含む。)、廃油、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物含む。)、木くず、繊維くず、動物性残さ、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物又は自動車等破砕物を除く。)、以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。

許可内容

茨城県 知事	00801041049	令和4年3月31日	令和8年11月25日	燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじんを除く。)、廃油(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)、廃酸(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじんを除く。)、廃プラスチック(自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鋳さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く。)
群馬県 知事	01000041049	令和3年10月18日	令和8年10月17日	汚泥、廃油、廃プラスチック類[石綿含有産業廃棄物を含む]、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず[石綿含有産業廃棄物を含む]、がれき類[石綿含有産業廃棄物を含む]

許可内容

特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可

許可県	許可番号	許可・更新取得日	許可期限	取扱廃棄物の種類
埼玉県 知事	01150041049	令和5年9月15日	令和10年7月23日	・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。） ・廃酸（pH2.0以下のものに限る。） ・廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）

一般廃棄物収集運搬業の許可

許可市	許可番号	許可・更新取得日	許可期限	取扱廃棄物の種類
加須市 市長	加資許第49号	令和6年4月1日	令和8年3月31日	・家庭系及び事業系一般廃棄物（ごみ） ・特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に定めるもの

収集運搬車両及び料金

「産業廃棄物・一般廃棄物・資源物」

- パッカー車（3トン）3台

※巻き込まれ被害軽減装置「Smart eye motion®」塵芥車2台購入

- コンテナ着脱車両（3トン）1台
- コンテナ着脱車両（4トン）2台
- コンテナ着脱車両（8トン）2台
- 平ボディー車（4トン）1台
- 軽トラック 1台

(参考) 廃棄物処理料金

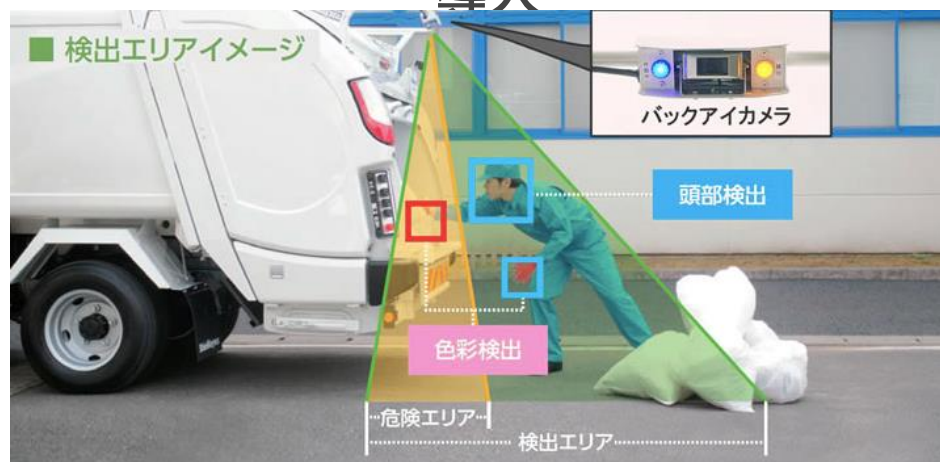
処理料金につきましては、種類、量により計算致します。
なお、お見積りも致しますので下記担当までご連絡下さい。

営業担当者 籠宮、栗原

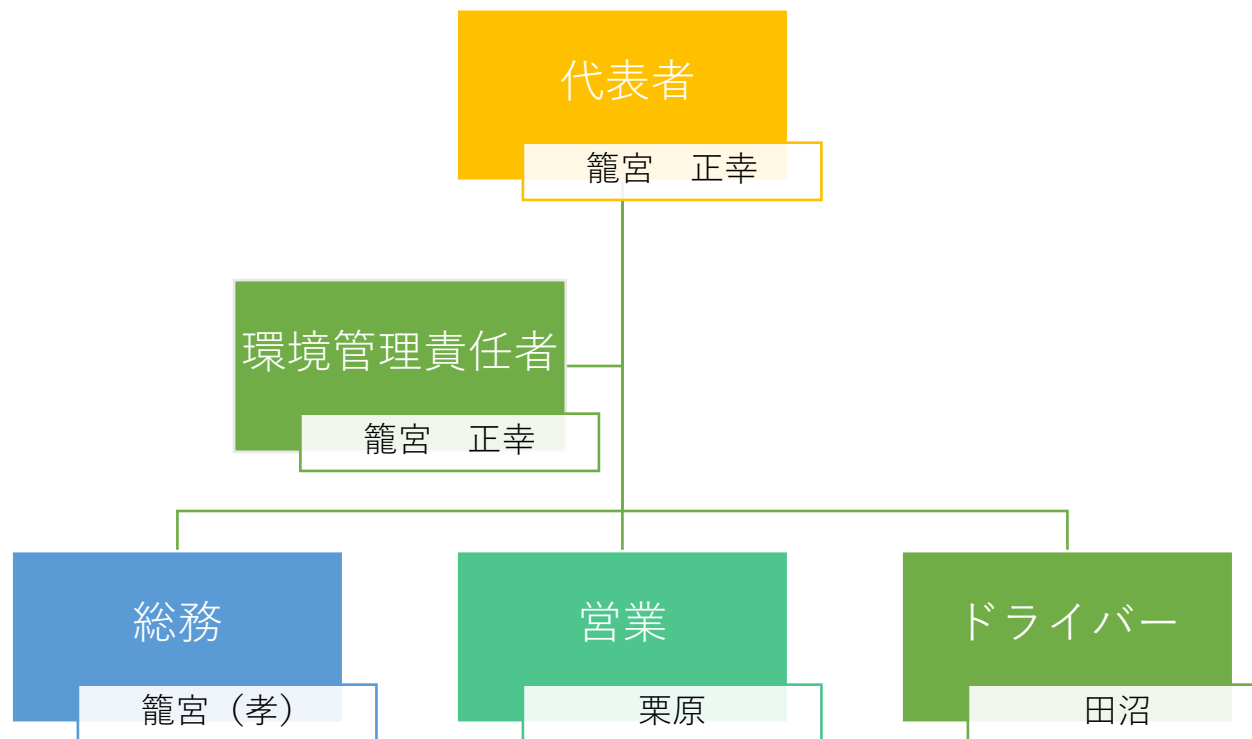
電話：0480-72-6666

FAX：0480-72-3788

巻き込まれ被害軽減装置「Smart eye motion®」 塵芥車を北関東第1号導入



実施体制図



中期環境経営目標

対象項目	基準年度	単位	環境経営目標		
	2022年度		2023年度	2024年度	2025年度
電力	19,885	kWh	-1.0%	-2.0%	-3.0%
			19,686	19,487	19,288
ガソリン	5,615	ℓ	-1.0%	-2.0%	-3.0%
			5,559	5,503	5,447
軽油	36,009	ℓ	-1.0%	-2.0%	-3.0%
			35,649	35,289	34,929
CO ₂ 削減	114,898	kg-CO ₂	-1.0%	-2.0%	-3.1%
			113,749	112,600	111,451
一般廃棄物削減	38.00	kg	-1.0%	-2.0%	-3.0%
			37.62	37.24	36.86
節水	46	m ³	削減が限界の為維持項目とする。		
			46	46	46

電力の二酸化炭素排出係数 - R3年度実績 - R.5.1.24 環境省・経済産業省公表、R5.5.26一部修正、R5.6.20 補正率追加、R5.7.18一部追加・更新 0.451(kg-CO2/kWh)

CO₂削減の総量に灯油は含まない

環境活動計画とSDGsとの関係性

環境活動計画	SDGsゴール	
■ 使用電力量の削減 ➢ パソコンの節電設定の徹底 ➢ 室内温度の管理（冷房時28℃、暖房時20℃）		
■ ガソリン使用量の削減 ➢ エコドライブの徹底		
■ 軽油使用量の削減 ➢ エコドライブの徹底		
■ 一般廃棄物の排出量の削減 ➢ コピー用紙の裏紙使用 私用物の持ち込み禁止		
■ 水道使用量の低減 ➢ 節水の徹底		
■ 継続的な環境教育の実施 ➢ 環境の一般教育 ➢ エコアクション21の教育		

環境経営目標の実績及び評価

NO	目標項目	単位	目標・実績・評価				
			基準年 2022年度	目標・実績 2023年度			
			実績	目標 (基準値対比)	実績 (目標値対比)	結果	評価及び（次年度の対策）
1	使用電力量の削減	kWh %	19,885	19,686 -1.0%	19,077 -3.1%	○	意識が若干上がってきた 次年度：太陽光を検討する
2	ガソリン使用量の削減	L %	5,615	5,559 -1.0%	5,580 0.4%	△	遠方の仕事が増えた 次年度：エコドライブをさらに強化する
3	軽油使用量の削減	L %	36,009	35,649 -1.0%	34,481 -3.3%	○	遠方の処分先が少し減ったため 次年度：エコドライブをさらに強化する
4	二酸化炭素排出量の削減	kg-CO2 %	114,818	113,670 -1.00%	110,735 -2.6%	○	上記1・2・3に準ずる 灯油は削減目標の設定はしていない。
5	一般廃棄物の排出量の削減	kg %	38	37.62 -1.0%	40 6.3%	×	次年度：Reduceを強化する
6	水道使用量の低減	m ³ %	46	維持	43 -6.5%	○	洗濯物の量を少なくした 次年度：前期と同様の活動を実施する

※製品及びサービスの環境配慮はエコドライブによる二酸化炭素削減とする。

○目標値達成 △基準値より削減 ×基準値オーバー

環境活動の評価

環境活動計画	評価
■ 使用電力量の削減 ➤ パソコンの節電設定の徹底 ➤ 室内温度の管理（冷房時28℃、暖房時20℃）	節電の意識が上がって来ている。
■ ガソリン使用量の削減 ➤ エコドライブの徹底	エコドライブの意識が上がって来ている。
■ 軽油使用量の削減 ➤ エコドライブの徹底	エコドライブの意識が上がって来ている。
■ 一般廃棄物の排出量の削減 ➤ コピー用紙の裏紙使用 私用物の持ち込み禁止	紙類の削減の強化が成果を出している。
■ 水道使用量の低減 ➤ 節水の徹底	洗濯物の量を少なくしようとしているのが良かった。

環境関連法規の違反・訴訟の有無

廃棄物処理法、市廃棄物処理と再生利用条例		条項	実施状況	評価
排出事業者				
一廃	許可業者と契約し、委託しているか	6条の2	加須市大利根クリーンセンターへ持ち込み。	○
契約	収集業者と処分業者と個別に契約しているか	12条	最終処分は武蔵野環境株式会社と契約。	○
	委託品目が許可されているか	〃	許可証を確認しOK。	○
マニフェスト	B2票、D票は90日以内に、E票は180日以内に 戻っているか	〃	排出なし。	○
	マニフェストを5年間保管しているか	〃	排出なし。	○
収集・運搬事業者				
収集・運搬	許可品目以外の廃棄物を収集・運搬していない か	14条	マニフェストを確認し問題ない事を確認した。	○
	排出事業者の許可なしで再委託をしていないか	12条	していない。	○
	マニフェストを10日以内に排出事業者に戻してい るか	12条の3	戻している。	○
	車両に社名、許可番号等を表示しているか	14条	表示している。	○
	廃棄物が飛散、流出、悪臭発生していないか	12条	注意している。	○
	受託した廃棄物の受入先、受入量、運搬先、運 搬量等を記帳し、5年間保管しているか	14条	保管している。	○
資源有効利用促進法		条項	実施状況	評価
(廃パソコン、廃携帯電話の回収をメーカーに依頼したか)		26条	期間中廃棄なし	○
家電リサイクル法		条項	実施状況	評価
家電品を廃棄するときに料金を支払い、リサイクル業者に渡したか (家電リサイクル券があるか)		6条	期間中廃棄なし	○

環境関連法規制等の遵守状況の評価の結果、環境関連法規制等は遵守されていました。
 なお、関係当局よりの違反等の指摘は、過去3年間ありませんでした。

代表者による全体の評価と見直し結果

(1) 全体の確認・評価

事項	報告内容（要旨）	代表者の評価
(1)環境目標の達成状況、 並びに環境活動計画 の実施状況	電力使用量の削減 ○ ガソリン使用量の削減 △（ほぼ達成） 軽油の使用量の削減 ○ 二酸化炭素排出量の削減 ○ 一般廃棄物の排出量の削減 × 水道使用量の削減 ○	一般廃棄物のみ未達成であった が他の目標は達成できた。 全体の意識が継続的に向上して いると感じられる。 引き続この状態を維持して下さい。
(2)近隣住民等からの 苦情・要望の受付及び 処置状況	・特になし。 ・詳細：「コミュニケーション記録」参照	引き続き地域住民に対して配慮 を続けること。
(3)環境法規制等に対す る遵守状況、並びに 定期確認結果	・遵守評価の結果は問題なし。 ・詳細：「法規抽出一覧表及び遵守評価表」 参照	引き続き、法遵守を推進のこと。
(4)是正処置及び予防 処置の実施状況	・今回はありませんでした。 ・詳細：「問題点是正／予防処置票」参照	「是正予防処置報告書」に基づき 活動すること。
(5)前回の指示事項への 取組結果	・ありませんでした。	・特にありません。
(6)その他 ・法規制等の動向 ・改善提案の取扱い （システム上の） ・取引先からの要求 （クレーム調査）	・水銀廃棄物の適正処理 平成29年10月1日以降	引き続き最新の動向に気をつける こと。

代表者による全体の評価と見直し結果

(2) 代表者による環境経営方針等の変更の必要性ならびに指示事項

項 目	変更の 要否	指示事項等	回答者	回答日	回答内容
1. 環境経営方針	否	——	——	——	——
2. 環境経営目標	否	——	——	——	——
3. 環境活動計画	否	——	——	——	——
4. その他システムに 関して（実施体制含 む）	否	——	——	——	——

注）記録保管：3年間、 保管場所：事務局